

地域維持事業に係る入札契約制度の導入について

1 趣旨

災害時における対応や社会資本に係る地域維持事業（地域における公共土木施設等の維持管理のために必要不可欠な災害応急対応，修繕，パトロール等（維持管理に該当しない新設・改築等の工事は含まない。))を適切かつ効率的・持続的に行うことができる市内業者の安定的な確保を図るための制度を導入します。

2 内容

地域維持事業で建設業者に発注する業務を「地域維持事業に係る業務」(地域維持業務)とし，地域維持事業に係る業務については単体企業その他「地域維持型建設共同企業体」も受注できることとします。

入札・契約事務の方法等については建設工事を発注する場合に準じて行うこととし，また，地域維持型契約方式（複数年契約，包括発注，共同受注等の地域における社会資本の維持管理に資する方式）も活用できることとします。

3 施行期日

令和2年6月1日以降に指名・公告する業務から適用